

青森県アスベスト問題対策本部設置要綱

平成17年10月	6日	制定
平成17年12月	12日	改正
平成18年	5月16日	改正
平成19年	4月	1日改正
平成19年	7月	1日改正
平成20年	4月	1日改正
平成21年	4月	1日改正
平成23年	4月	1日改正
平成25年	12月	3日改正
平成26年	4月	1日改正
平成28年	4月	1日改正
平成30年	5月	9日改正

(設置)

第1条 本県におけるアスベスト（石綿）問題に関する総合的な対策を推進するため、青森県アスベスト問題対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アスベスト問題に関する情報の収集に関すること。
- (2) アスベスト問題に関する総合的な対策の推進に関すること。
- (3) その他アスベスト問題に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、環境生活部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部員のうちからあらかじめ本部長が指名する者とする。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を総括する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、本部員以外の職員に本部への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、環境生活部長をもって充て、副会長は環境保全課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 8 会長は、必要に応じて、幹事以外の職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、環境生活部環境保全課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副知事（環境生活部を所管しない副知事）
病院事業管理者
教育長
警察本部長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長

別表第2（第5条関係）

地域連携部長
財政課長
市町村課長
行政経営管理課長
企画調整課長
県民生活文化課長
環境保全課長
健康福祉政策課長
がん・生活習慣病対策課長
医療薬務課長
保健衛生課長
商工政策課長
農林水産政策課長
監理課長
整備企画課長
建築住宅課長
防災危機管理課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
経営企画室長
教育政策課長
学校施設課長
会計課長